

## 日本で働くフィリピン人女性家事労働者の（ディス）エンパワーメント

アリーサ・フニオ（フィリピン）

フィリピンから日本への労働力の移動は、両国に経済的恩恵をもたらしています。過去には日本による占領という歴史的背景はあるものの、両国は二国間協定である日本・フィリピン経済連携協定(JPEPA)を締結しており、国際社会において高まりを見せるグローバル化の波に対応する上でも、互恵的なパートナーシップ関係にあります。

OFW (Overseas Filipino Workers)と呼ばれる海外フィリピン人労働者による本国への送金は、フィリピンにとって投資の重要な資金源となっています(Ordinario 2012: 1)。OFW による海外での就労は、フィリピン経済を下支えしていると言えます。国際移住機関(IOM)による統計では、OFW が従事する職種別のランキングにおいて、サービス業が 1 位を占めています。ここでいうサービス業は家事労働者が圧倒的に多く、そのため女性が深く関与しています(IOM 2013)。

これに対して少子高齢化が進む日本では、労働力不足が深刻化しています。その対応策として日本政府は労働市場の構造改革を図っており、合法および不法な移民労働者に依存するような構造となっています(Ball et al 2002: 1016)。また 2014 年 6 月、内閣は女性労働者の家事支援のため、国家戦略特区において外国人家事労働者の受け入れを認める方針を発表しました(Hayakawa 2015: 15)。これを受け、特区における家事支援人材の受け入れに関し、外国人の入国・在留を緩和する改正国家戦略特別区域法が成立しました(Hayakawa 2015: 15)。これに対し、日本弁護士連合会の村越進会長は声明の中で、家事労働を担う外国人労働者は（差別や虐待といった人権侵害の）被害を受けやすい女性である点を指摘しています(Hayakawa 2015: 15)。



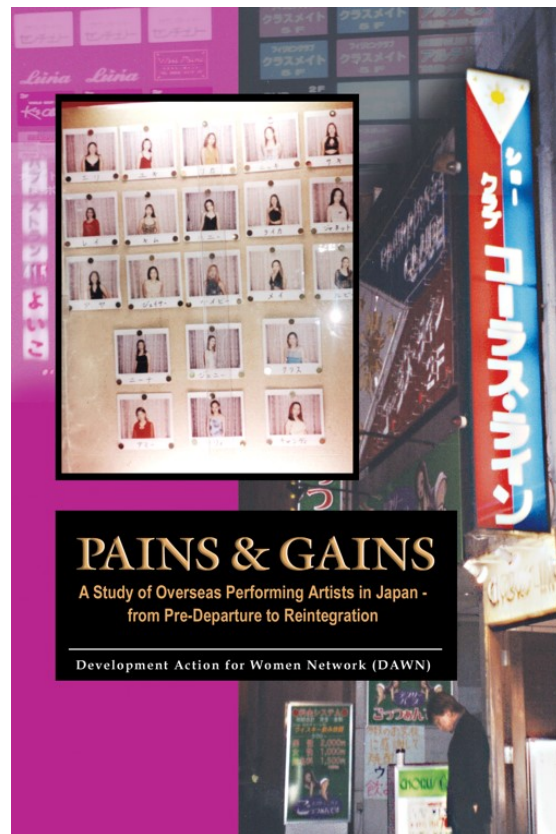
マニラにある研修用和室で訓練を受けるフィリピン人家事労働者  
写真：Akira Kodaka (2017)

<https://asia.nikkei.com/Business/Companies/Filipino-housekeepers-Japan-dream>

フィリピン政府は、人手不足にあえぐ各国に対して労働力を輸出する準備を整えつつあり、それが自国経済にとってプラスになるという新自由主義的な理想を抱いています。しかし、フィリピン国民の生活向上を目指す目的とは裏腹に、この労働力を移動しようとする政策は移民労働者、とりわけサービス業に従事する女性労働者にとって不当な面を隠そうとしているように思われます。それは、関連法が整備され、受入国と供給国との間で二国間協定が結ばれているにもかかわらず、フィリピン人女性移民労働者は①フィリピン人である、②女性である、という理由だけで差別の被害を受けやすい存在となっているからです。この二つの要素によって、移民労働者

である彼女たちが担う仕事に対する人種的・性的な偏見が固定化され、その存在意義が低下しています。

過去にフィリピンから来日した女性移民労働者は、主に「海外パフォーミング・アーティスト(Overseas Performing Artist: OPA)」としてナイトクラブなどのエンターテインメント産業で働いていましたが、そこでは辛い経験も強いられました。彼女たちはさまざまな形で差別に遭っており、具体的には、パスポートや関係書類を取り上げられる、契約に反してパフォーミング・アーティストからホステス業への転向を強いられる、契約よりも低い賃金しか受け取れない、言葉や文化の壁に苦しむ、仕事の性質上ハラスメントを受けやすい、などがあります。また大半の日本人は、フィリピン人女性移民労働者に対して、このようなステレオタイプ化を強めてきました。



書籍「ペイン&ゲイン" (苦勞なくして稼ぎなし) :  
日本への出稼ぎパフォーミング・アーティスト研究—出国前から自国に再統合するまで」  
出版：女性の自立のためのネットワーク(2003) <<http://www.dawnphil.com/books.htm>>

日本におけるフィリピン人女性移民労働者の雇用をめぐる歴史的背景に加え、本国での家庭環境が原因で、彼女たちが日本とフィリピンの双方において疎外されている状況が一層進んでいます。フィリピンでは家族が固い絆で結ばれており、家族同士が「utang na loob (恩義)」を重んじつつ互いに支え合うということが知られています。このような家族に対する報恩の念は、海外で移民労働者として働く女性もきちんと守るべきものとされています。また、若い独身女性の家事労働者と既婚の家事労働者とでは、その意味合いが若干異なることもあります。

一般的に、独身のフィリピン人女性移民労働者には、本国の肉親（場合によっては親戚）を経済的に支える義務があります。家族に恩義のある娘として、彼女たちは家族が支払うあらゆる費用の一部を負担しなければなりません。さらに、自分の兄弟姉妹（もしくは親戚）の一人を学校に通わせるために、費用を負担することもよくあります。

既婚で子どもがいながらも海外で働く女性家事労働者は、家族にまともな暮らしをさせたい一心で、自らを犠牲にして職場での不当な扱いにも耐えています。夫婦二人ともが海外で働き、子どもを本国の親戚に託して世話を頼むような場合には、経済的な支援をすることでその恩義に報います。彼女たちは、自分の子どもや親戚が必要とする費用を負担するために、合法・不法にかかわらず最低限の賃金で複数の仕事を掛け持ちしながら働きます。これも本国に送金することで、娘として、そして母親として受けた恩を返し、それを認めてもらうためなのです。

フィリピンと日本との関わりを背景に、フィリピン人女性家事労働者は、国の政策が原因で社会的に端の方に追いやられた状況にあり、女性だという理由からその差別が助長されています。日本では、過去にフィリピン人女性が海外パフォーミング・アーティストとして雇用されてきた経緯から、フィリピン人女性移民労働者に対する軽蔑の念が植えつけられてきました。そのため、彼女たちを家事労働に従事させることは、それが低賃金で評価されない労働だという差別的な価値観の定着につながる恐れもあるのです。

### 参考文献：

- Ball, R. and Piper, N. (2002) 'Globalisation and regulation of citizenship—Filipino migrant workers in Japan' in *Political Geography* 21 pp. 1013-1034 「グローバリゼーションと市民権の規制—日本におけるフィリピン人移民労働者（仮訳）」、『政治地理学』21, pp. 1013-1034
- 早川智津子 (2015) 'Japan's Recent Development in Immigration Law and Policy: Reform on the Admission System of Highly Skilled Professionals, Technical Interns, and Domestic Workers' 「日本の入管法・政策をめぐる動向：高度人材、技能実習生、家事支援人材の受入れ制度の改革（仮訳）」
- 国際移住機関 (IOM) (2013) 'Country Migration Report: The Philippines 2013'. 「国別移住報告書：フィリピン 2013 年」
- Ordinario, C. (2012) 'Philippine economy can't do without OFW remittances – Neda' *Rappler* 「海外フィリピン人労働者からの送金はフィリピン経済に欠かせない存在—フィリピン国家経済開発庁」ラップラー（ニュースサイト）